

雨水貯留タンク 設置助成制度のご案内



播磨高原広域事務組合では、自然な水循環に寄与し、雨水の有効利用に役立つ雨水貯留タンクを設置する方に、設置費用の一部を助成します。

1. 受付期間、提出方法等

- (1) 期間 **令和3年6月14日(月)から9月30日(木)まで先着順での受付**
※予定件数に達した場合又は予定金額に到達した時点で締め切りとなります。
- (2) 申請書類 当組合へ持参又は郵送(締切日までに必着のこと。)
提出方法 ※持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間(午後12時から午後1時を除く)
- (3) 提出先 播磨高原広域事務組合上下水道事業所
(問合せ先) 〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号
TEL 0791-58-0001

2. 申請書類等の配布

- (1) 配布方法 当組合窓口又はホームページからダウンロード
※窓口配布は、開庁日の午前9時から午後5時までの間(午後12時から午後1時を除く)

3. 助成対象区域

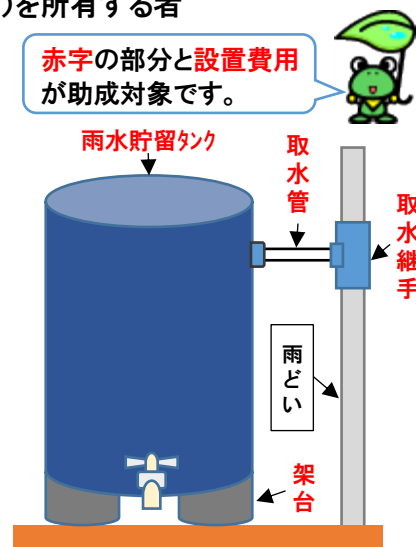
- (1) たつの市新宮町光都1丁目から3丁目
- (2) 上郡町光都1丁目から3丁目

4. 助成対象

- (1) 上記、対象区域に住宅(店舗等の兼用住宅及び建築予定の住宅を含む。)を所有する者
- (2) 住宅1棟につき1基
- (3) 雨水貯留タンク容量が80リットル以上で、市販されているもの

※下記に該当するものは、助成できません。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (2) この助成金を受けたことのある者又はこれに類する助成金等を受けたことのある者
- (3) 販売を目的とする住宅に雨水貯留タンクを設置しようとする者
- (4) 既にある雨水貯留タンクの改造又は修繕をしようとする者
- (5) 水道料金及び下水道使用料の滞納がある者
- (6) 管理者が助成金の交付を不相当と認める者



5. 助成額

- (1) 雨水貯留タンクの購入費及び設置費用(消費税相当額を含む。)の3分の2以内
- (2) 助成額の上限は、30,000円
- (3) 助成額は、千円未満の端数切り捨て

6. 助成金交付申請方法

「播磨高原広域事務組合雨水貯留タンク設置助成金交付要綱」を熟読のうえ、申請してください。
なお、雨水貯留タンクは「[雨水貯留タンク助成金交付決定通知書](#)」が届いてから購入してください。



申請から助成金交付までの流れ

項目	内容
1 申請	申請者は、以下の書類をそろえ、上下水道事業所へ提出してください。 ① 助成金交付申請書(様式第1号) ② 見積書(要社印) ③ 位置図 ④ 配置図 ⑤ 誓約書(様式第2号) ⑥ その他管理者が必要と認める書類
2 交付の決定	申請内容を審査し、交付の可否を通知します。 ※注意:助成金交付決定通知書が届くまで購入しないでください。
変更又は取	助成金交付決定通知書を受け取った後、申請内容の変更又は申請の取下げを行う場合は、速やかに以下の書類を提出してください。 ○ 変更の場合:助成金交付変更申請書(様式第4号) ○ 取下の場合:助成金取下申請書(様式第5号)
変更承認又は取下承認	変更内容又は取下内容を審査し、審査結果を通知します。 ※注意:変更の場合、助成金交付変更承認通知書が届くまで購入しないでください。
3 購入・設置	助成金交付決定通知書を受け取った後、雨水貯留タンクを購入し、設置してください。
4 完了報告	設置が完了しましたら、以下の書類をそろえ、上下水道事業所へ提出してください。 ① 完了報告書(様式第8号) ② 領収書 ③ 設置写真(設置状況が分かりやすい写真) ④ その他管理者が必要と認める書類
5 完了検査	完了報告の内容を審査し、適合と認められると助成金交付額決定通知書をお送りします。
6 交付の請求	助成金交付額決定通知書を受け取った後、以下の書類を上下水道事業所へ提出してください。 ① 助成金交付請求書(様式第10号)
7 助成金交付	指定の口座に助成金を振り込みます。

※何か不明な点等ございましたら、播磨高原広域事務組合上下水道事業所(TEL0791-58-0001)までお問い合わせください。